



養護教諭の全校・全課程配置を！養護教諭の複数配置を！

養護教諭が複数になる

- 保健室には養護教諭がいつもいるという安心感があります。
- 子どもたちにゆっくりと向き合うことができます。
- 救急処置も二人で確認できて、安心して対応できます。
- 複数の目で子どもたちを見ることができ、問題の対応に当たることができます。
- 大勢の子どもたちの個別の相談にのることができます。

子どもたちのいるところ

すべての学校に養護教諭を

標準法では、3学級以上の小学校・中学校に養護教諭を配置すると定めています。そのため、子どもの数が少ないへき地校や極小規模校では、養護教諭が配置されていません。子どもの数が減ったことで、それまで配置されていた学校に、次の年には養護教諭が配置されなくなり、気になる子どもを残して転勤せざるを得なくなったケースも起こっています。子どもたちのいるところすべての学校に養護教諭の配置を求めます。



すべての子どもたちに

養護教諭との出会いを！



健康診断から見えてくる子どもの背景に・・・

内科健診で校医さんに「昨日は何時に寝ましたか」と聞かれた子どもが、「お母さんが仕事から帰ってくるのが夜9時ごろで、僕はそれまで一人で待っています。だから、寝るのも11時くらいになります」と答えていました。子どもや親の厳しい生活が見えてきます。こんな答えが数人から返ってきました。

高校では・・・

2004年度に高等学校設置基準が、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、今までも不十分な配置しかされなかった定時制や単位制の学校では、いっそう配置の遅れが懸念されます。また、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況となります。

特別支援学校では・・・

特別支援学校では、児童・生徒数61人以上になると複数配置となっています。障害の多様化によって在籍数が大幅に増加し400人以上となった学校でも、2人配置のままという学校さえあります。